

令和3年度「子どもの手による子ども会づくり」助成 募 集 要 項

1. 趣 旨

「子どもの手による子ども会」の実現に向け、単位子ども会で実施している活動を、子どもが主体となって具体的に取組もうとする子ども会に、県子連が助成を行います。

2. 事業内容

指導者・育成者が企画・運営をしていた単位子ども会の活動を、子どもが中心になって企画・運営をする活動として取り組む場合の助成を行います。

県内8ブロック子連を通じて活動助成を行います。（1ブロック300千円を上限とし、1単位（校区）子ども会の活動助成金の上限は30千円とします）

3. 対 象

兵庫県内の単位子ども会または校区子ども会で、同一単位子ども会への助成は、3回を限度とします。

4. 助成事業実施期間

令和3年7月24日～令和4年2月28日

5. 助成の条件

- (1) 単位子ども会会員及び指導者・育成者が県子連の安全会に加入していること
- (2) 企画会議と活動運営の2つの活動があること
- (3) 小学校高学年、又は中学生が活動の企画・運営の中心であること
- (4) 地域の人たちや指導者の協力が得られること
- (5) 例年実施している活動で、これまで指導者・育成者が企画・運営していた活動を子どもが企画・運営する活動、又は子どもが企画・運営する新たな活動
- (6) 食糧費（ただし、活動にて調理する材料費は除く）は助成希望額に含めないこと
- (7) 指定事業の大幅な内容変更申請や実施予定期限を過ぎての変更申請など無きように、ご注意をお願いします。

大幅な内容変更の場合は、直近の理事会承認を必要とします。よって、変更申請の承認までは相当の時間を要しますので注意してください。

また、変更申請の承認以前の事業実施は、助成事業の対象外となります。その場合、支給済みの助成金は返還（戻入）となります。

6. 申 請

「子どもの手による子ども会づくり助成計画書」（様式①）を単位子ども会の代表者が市・町子連を通じてブロック子連に提出してください。

(計画書は、指導者・育成者が記入してもかまいません)
助成計画書の提出締切り 7月23日(金) ※県子連必着

ブロック子連への提出締切日につきましては、各ブロック子連事務局にお問い合わせください。

なお、助成の最終決定は、ブロック子連からの推薦を受けて計画書の内容を審査し、県子連理事会で行います。決定の通知はブロック子連を通じて行います。

7. 報 告

事業終了後、速やかに報告書(様式②・②-2・②-3・写真〔企画会議と活動の様子〕)を市・町子連を通じて、ブロック子連に提出してください。

添付いただく写真の提出について、データファイル(png形式)にてお願いいたします。
データでの提出が困難な場合は、プリントアウトしたものでも結構です。

追記 新型コロナウイルス感染症拡大で、人々の生命や生活を脅かすなど未曾有の災禍に見舞われ、誰もが未経験のなか、未だに終息が見えてこない状況にあります。

皆様方に於かれましても感染症拡大防止対策を充分に対応するなどご配慮を賜り、事業実施計画をお願い申し上げます。